

建管 ー 883
平成21年6月30日

各 部 局 長
秋 田 県 教 育 長
秋 田 県 警 察 本 部 長 様
各 地 域 振 興 局 長
部 内 各 課 所 長

秋田県建設交通部長

建設工事等の一般競争入札（条件付き一般競争入札を含む。）において入札参加申請者がなかった場合の取扱いについて（通知）

これまで、入札参加申請者がなかった場合における入札取止め等の判断は、開札時に行うこととして運用していましたが、電子入札システム（以下、「システム」という。）の改修により、「電子での入札参加申請者がなかった」旨の表示を可能としたことから、この場合には、建設工事等競争入札事務の取扱い（平成4年2月20日付け、監一1687）第13第2項に掲げる「その他やむを得ない事由が生じたとき」に該当するとして、原則として入札の執行を取り止めることとし、次の手続きにより対応してください。（紙入札方式による入札参加申請者があった場合を除く。）

なお、この場合は入札を執行していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約に移行することができませんので留意してください。

※ 各部局長等にあつては、関係各課所長に周知してくださるようお願いいたします。

- 1 システムの案件を「中止」として処理する。
- 2 システムホームページの最新情報に「公告案件の入札取止めのお知らせ」（別紙参照）を掲示する。
- 3 建設工事等競争入札事務の取扱いの運用について（平成6年3月30日付け、監一1762）第13関係に基づき、契約担当者に報告する。

担当 建設管理課 建設業班
電話 018-860-2426
FAX 018-860-3829

別 紙

平成〇〇年〇月〇日

「公告案件の入札取止めのお知らせ」

平成〇〇年〇月〇日に公告した〇〇〇〇工事（業務）（番号）については、入札参加申請者がなかったことから、入札を取り止めます。

担当：〇〇地域振興局〇〇部〇〇課